

全国で運動を展開し、職場と地域に希望を —22 夏季闘争のポイント—

自治労連 書記長
石川 敏明

「憲法守れ」「平和を守れ」を参議院選挙の争点に

ロシアがウクライナに侵攻を開始してから、3 カ月以上が経ちました。国連はロシアの侵攻を国連憲章違反と断定し、ウクライナでの武力行使停止、軍の「即時・完全・無条件撤退」をロシアに求める非難決議を採択しました。各国がロシアに経済制裁を科し、また平和解決のための努力も続けていますが、事態は好転しません。平和を願う世界各国が一致団結して「戦争反対」の世論でロシアを包囲し、プーチン大統領の蛮行を止めなければなりません。

今回の事態は、戦争が人々からいろんな物を一瞬で奪い取るものであることを示しました。平凡で幸せな日常を、当たり前の生活を、これまで築き上げてきた繁栄を、家族を、明日を、未来を、思い出を、そして命を。ウクライナの人々がなぜ大切なそれらを奪われなければならないのか、殺された人々が何をされたというのか、プーチン大統領からの説明はありません。こんな不条理が現代社会に突然起きることに、驚きを禁じえません。

平和は簡単に破られるもの、それがよくわかりました。だからこそ我々は、最大限の努力で平和を守らなければなりません。この国

を戦争する国に変えたい人たちがいます。憲法九条は無力であるとか、アメリカの核兵器を共有すべきだとか言いながら、憲法改悪を狙っています。しかし戦争には何の道理もありません、「どんな理由があろうとも、戦争は絶対にだめ」と、声を大にして言おうではありませんか。

ウクライナの人々がロシア軍によって大量に虐殺されたという報道が世界を驚かせました。これをプーチン大統領は「フェイクだ」と言いました。日本にも、旧日本軍が起こした「南京大虐殺」を虚偽だと主張する人たちがいます。そんな人たちが言う「憲法改正」など、信頼できるはずがありません。

間もなく参議院選挙を迎えます。憲法改悪に躍起になっている勢力に対して、「戦争反対」「平和を守ろう」「九条守ろう」の世論と運動を広げに広げて選挙を迎えましょう。憲法を守る勢力を、国会の多数派にしようではありませんか。

誇りと怒りの3Tアクション

会計年度任用職員の処遇改善のための、全国的な運動が必要です。一方で、会計年度任用職員の人たちへの接点がなく、アプローチの方法がないなどの課題も挙げられています。

現場の知恵や工夫もとり入れたほうがいいという観点から、会計年度任用職員さんたちに近い方々など、いろいろな人の意見も伺いながら「誇りと怒りの3Tアクション」を検討してきました。

この運動がめざすもの、一つ目は制度に関する地公法の抜本的な改正です。国と同様の一時金を自治体でも支給できるようにすることを始め、当初の主旨である処遇改善となる法改正、勤務時間や更新限度回数に関して自治体当局の恣意的な解釈を許さない法改正が必要です。

二つ目は、安定した職場運営のためには会計年度任用職員の処遇改善が正規職員にとっても必要であることを全体の認識とし、正規と非正規が「つながる」ことです。

会計年度任用職員はいまや全体の4割を超え、なくてはならない存在なのに短時間勤務や低賃金・雇い止めなどの処遇に置かれています。その処遇を改善するたたかいは、定数の抑制や業務のアウトソーシングなど、公務を縮小し自治体のあり方を変質する攻撃をはね返すたたかいであり、正規職員自身のたたかいです。

三つ目は、会計年度任用職員の劣悪な処遇を改善し、誇りと働き甲斐を取り戻すことです。この問題はマスコミや国会でも取り上げられています。こうした世論も背景に、当局に処遇改善を迫ります。実態と要求を明らかにすることから始めましょう。

四つ目は、会計年度任用職員の人たちを大切な仲間、大きな力として自治労連に迎え入れることです。当該の人たちに、自治労連が味方であることをわかってもらい、信頼してもらいましょう。さらに当事者として自覚的に「立ち上がって」もらい、たたかう仲間と

して自治労連に迎え入れましょう。

諸悪の根源である総務省の「マニュアル」を改めさせることも必要です。「マニュアル」は自治体の実情と乖離しています。長年働いて仕事に精通した非常勤職員に、課長が「来年もお願いします」と頼んできた継続雇用に「公募の機会の公平性」などという別の理屈を持ち込む、「机上の空論」のようなしろものです。抜本的に書き直させなければなりません。

この取り組みは長期的な構えが必要です。

「3年目の壁」と言われる22年度末の雇い止めなど差し迫った課題の解決と並行して、根気よく取り組んでいきましょう。

会計年度任用職員は、国と自治体の定数管理や人事政策、行政改革などのいろいろな矛盾を背負わされ、それでも自治体職員としての誇りを持っています。そして自治労連の希望でもあります。なぜなら、みんな私たちの職場の立派な主役だからです。正規職員より賃金処遇が劣っていいなどという理屈は、どこにも見つかりません。

皆さんの身近な会計年度任用職員さんたちを思い浮かべてください。みんな笑顔で仕事をしています。家では泣いているかもしれない、年度末になると不安で眠れないかもしれない。でも仕事中は笑顔です。人と接する仕事には笑顔が必要だからです。「誇りと怒りの3Tアクション」で、会計年度任用職員の人たちに笑顔で働き続けてもらいましょう。

職員のいのちと健康を守ろう

自治労連本部は5月31日、「過労死NO！集中アクションデー」として労基法33条の課題での総務省・厚労省ヒヤリング・「職員のいのちと健康を守る署名」の総務省提出行動・

記者会見を実施しました。第1次集約として総務省に提出した署名は2万161筆でした。ヒヤリングでは過労死ラインを越える長時間残業の実態などを告発し、厚労省の担当者は「臨時の必要であったとしても、健康が害されることはあってはならない」「恒常的に時間外・休日労働が行われている場合には、人事管理上の措置や業務の見直し・効率化等の措置に対応すべきであるが、そういった措置を講じても時間外・休日労働をせざるを得ない場合には、第33条の適用が認められる」と回答しました。

「いのちを守る署名」に書かれた住民の声を三つ紹介します。「私達の近くの自治体でもおそくまで帰れない公務員の方の家族さんが、いつ倒れるかと心配されています。なんとか対策してください。」「公務員の制度がしっかりしてもらわないと、民間も困ります。他人ごとではない。」「公務員の皆さんの働き方こそすべての労働者の見本となるべき。民間にはできない仕事をされている大切な担い手をもっと大事にすべき。公務員バッシングは逆行していると思います」。コロナで公務労働者に関する住民の見方が変わり、住民と分断するための意図的な公務員敵視論はもはや過去のものです。職員にも地域にも、もっと訴えていきましょう。7月22日を署名提出の第二次行動としていますので、地方組織・単組での取り組みをお願いします。

定年引上げの議論が大詰めを迎える

定年引上げの問題は、9月議会での条例化をめざす自治体が多いことが判明しています。この夏の労使交渉が制度設計の最終局面となります。この問題では、現状の把握がとてつ大事です。60歳時の職務職階別の平均賃金水

準や、任用制度がどうなっているか、係員や主任の職務で退職を迎える人の割合はどのくらいか？現行は再任用制度があるかないか、あるとしたらその賃金水準は？55歳昇給停止措置が取られているかいないのか、55歳を越えた職員の職場異動の特別なルールがあるかないか、などの現状の個別事情に即したきめ細かい方針化が必要です。まずは職場の要求に立脚した方針と要求を確立し、当局と交渉を重ねて、希望する誰もが定年まで安心して働き続けられる制度の実現をめざしましょう。

22夏季闘争の課題について、ポイントを絞りに絞って紹介しました。5月20～21日に開催した「第63回中央委員会」の第1号議案「2022国民春闘の到達および当面の闘争方針」で提起したように、課題はほかにも沢山あります。「ケア労働者の賃上げ」や、三年連続の賃金引下げ勧告を許さない人事院・人事委員会要請行動も重要です。職場と地域の要求を取り上げ実現をめざす、自治労連らしい運動を全国で展開し、職場と地域に希望をもたらす、暑い夏を元気に乗り切ろうではありませんか。